

# 最新情報かわら版

味覚の秋、芸術の秋となり、ますます充実した日々をお過ごしのことと存じます  
今回は、倒産防止共済（経営セーフティ共済）について中島がご説明致します。

## 「倒産防止共済（経営セーフティ共済）」

倒産防止共済はその名のとおり、取引先が倒産した際に、連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐために、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する共済制度です。

万が一、取引先が倒産した場合、無担保・無保証人で、最大、掛金の10倍まで借入れすることができます。

具体的には、次のようなメリットがあります。

### メリット1 取引先が倒産後、すぐに借入れできる！

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、すぐに借入れることができます。

### メリット2 掛金の税制優遇で高い節税効果！

掛金月額は5,000円～20万円まで自由に選べ、増額・減額できます。また確定申告の際、掛金を損金（法人の場合）、または必要経費（個人事業主の場合）に算入できるので、節税効果があります。

### メリット3 解約手当金を受けとることができる！

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取ることができます。自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります（12か月未満は掛け捨てとなります）。

なお、解約手当金は税法上、法人の場合は益金の額、個人の場合は事業所得の収入金額となりますので、節税の効果を高めたい場合は、解約のタイミングが重要になります。

詳しいことをお聞きになりたい際は、  
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350